# 滋賀県漁業調整規則の改正の概要

滋賀県における重要水産種であるホンモロコの産卵繁殖を保護するために、県内の一部河川区域(下地図)においては、滋賀県内水面漁場管理委員会指示を毎年発出して、4月と5月の2か月間水産動物の採捕を禁止しています。この暫定的な採捕禁止措置を固定的なものとするために、新たに滋賀県漁業調整規則に規定し、同規則に基づく採捕禁止措置に切り替えます。採捕を禁止する場所および期間については、これまでと変更はありません。





漁獲量は昭和の頃には350トンを超えることもありましたが、平成8年頃に急減し、平成16年には5トンまで減少しました。

ホンモロコは琵琶湖の固有種で 重要水産魚種です。



## 規則改正の必要性

ホンモロコの資源水準が極めて低い状況にある中、躰光寺川、瓜生川、山本川では平成25年頃からホンモロコの親魚が春に大量に遡上して産卵するようになりました。しかし、狭い川に大量の親魚が集中するため、多数の遊漁者が詰めかけ、ホンモロコ親魚が多量に採捕されるようになりました。

水産試験場の調査によって、当該水域はホンモロコの産卵繁殖の場として重要性が高く、遊漁による採捕がホンモロコ資源に大きな影響を及ぼすことが明らかにされました。これを受けて平成29年に滋賀県内水面漁場管理委員会は、当該水域において4月、5月の水産動物の採捕を禁止する指示を発出しました。同様の指示は令和6年まで8年にわたり毎年繰り返し発出されています。

内水面漁場管理委員会指示は本来、固定的に調整することが不適当な事柄について随時に発動されるものとされています。当該水域は、平成25年頃から毎年、ホンモロコの産卵繁殖場として大きな役割を果たしており、 今後もその役割を継続的に果たすことが期待されるため、内水面漁場管理委員会指示に代えて滋賀県漁業調整規則に同じ内容の採捕禁止措置を規定し、将来にわたって固定的にホンモロコの産卵繁殖の保護に努めます。

## 改正の内容

## 滋賀県内水面漁場管理委員会指示

## 今後は発出しない

#### 令和6年3月26日滋賀県内水面漁場管理委員会指示第2号

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をして はならない。ただし、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則 第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者につい ては、この限りでない。

#### 1禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目﨑橋下流端から天尾橋上流端 までの区域

東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋 上流端までの区域

近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端 までの区域

2禁止期間令和6年4月1日から令和6年5月31日まで

## 滋賀県漁業調整規則

## 新たに、禁止区域(別表4)に下表を追加

区域	期間	水産動物
東近江市伊庭町にある瓜生川 の目﨑橋下流端から天尾橋上 流端までの区域	4月1日から 5月31日ま で	全ての水産 動物
東近江市躰光寺町にある躰光 寺川の躰光寺橋下流端から大 橋上流端までの区域、		
近江八幡市安土町にある山本 川の西沢橋下流端から松原橋 上流端までの区域		

## 規制する内容は全く同じ

## ★違反したときの罰則について

滋賀県内水面漁場管理委員会指示・・・1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金または拘留若しくは科料 (漁業法第191条) (委員会指示に従うことを命ずる知事命令に違反した場合に限る)

滋賀県漁業調整規則・・・6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 (漁業法第119条3項、4項、滋賀県漁業調整規則第57条)

※令和7年6月1日からは刑法改正に伴い、「懲役」が「拘禁刑」になります。